

[事案 2022-257] 介護年金支払請求

・令和6年2月7日 裁定終了

<事案の概要>

責任開始前発症を理由に介護年金が支払われなかったことを不服として、介護年金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年5月に被保険者が要介護3の認定を受けたため、平成16年10月に契約した終身保険の介護保障特約にもとづき介護年金を請求したが、要介護状態になった原因であるパーキンソン病は、本契約の責任開始時より前に発症していたとして支払われなかった。しかし、以下の理由により、介護年金を支払ってほしい。

- (1) 令和4年2月頃まで、本契約に介護保障特約が付加されていることを知らなかった。それは、募集人のアフターフォロー不足が原因である。
- (2) 募集人は、介護年金を請求する時になって初めてパーキンソン病の初診日を質問した。募集人は、被保険者がパーキンソン病であることや要介護状態であることをそれ以前から知っていたのだから、初診日の確認も含め、介護年金請求手続を速やかに案内すべきであった。さらに募集人は、診断書記載の初診日を病院に書き換えてもらうよう指示した。
- (3) 医師は、L-Dopaの投与開始時期（平成18年）がパーキンソン病が確定した時期であると述べている。また、要介護状態になった原因の一つには、パーキンソン病の治療手術（DBS手術）であることも考えられる。したがって、被保険者のパーキンソン病は責任開始前発症であるとはいえない。
- (4) 令和2年5月に被保険者は要介護3の認定を受けた後、死亡した令和4年4月までの間、介護認定が要介護3を下回ることはなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 被保険者の要介護状態は、医師によりパーキンソン病を原因とするものであると判断されている。本契約の責任開始時は平成16年9月であるが、被保険者は、同年7月に医師によりパーキンソン病の疑いがあると指摘され通院していた。
- (2) 募集人は、契約締結当時、被保険者の病気を知らなかった。被保険者は、平成16年7月の受診の事実を含め、当社に通院やパーキンソン病の疑いを告げられた事実を何ら告知せず、申込手続を行った。当社は、被保険者がパーキンソン病の疑いがあることを告知していれば本契約を引き受けることはなかった。
- (3) 当社は申立人に対し、契約内容通知文書や請求勧奨ビラを送付し、また、申立人の請求に応じて、平成20年と平成22年にそれぞれ保険証券を再発行したほか、更新内容変更請求書の提出を受け、契約内容変更明細書を送付しており、これらの書類の全てに、介護保障特約が付加されていることの記載がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を確認するため、申立人ならびに募集人および苦情担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、介護年金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。